

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について（概要）

令和2年11月14日  
内閣府  
宇宙開発戦略推進事務局

## 1 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの等について、必要な措置を講じるものとし、原則として全ての見直し対象手続について、年内に、順次、必要な検討を行い、法令等の改正やオンライン化を行うこととされた。このため、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成29年内閣府令第50号）」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成29年内閣府令第41号）」について、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則」のうち、様式中の押印欄を削除する。

## 3 公布・施行日

公布：令和2年12月下旬（予定）

施行：公布日（予定）